

# 下仁田厚生病院からのお知らせ

下仁田厚生病院では、次のとおり職員を募集いたします。職員の身分は地方公務員です。

## ◎臨床検査技師

**募集人員** 1名  
**受験資格** 臨床検査技師の免許を保持している方  
又は平成26年5月に取得見込の方  
**業務内容** 臨床検査技師として生理機能検査などの臨床検査を担当

## ◎事務(技術系)職員

**募集人員** 1名  
**受験資格** IT知識の高い方、システム管理業務経験者  
**業務内容** 院内情報システムの保守・管理業務、新規システムの企画提案など

**試験内容** 面接  
**試験日** 平成25年12月～平成26年1月  
**採用日** 平成26年4月1日  
**申込期限** 平成25年12月2日(月曜日)までに履歴書を提出してください。  
**問い合わせ・申込先** 下仁田厚生病院庶務課 ☎(0274)82-3555

## ◎看護師・准看護師(正規職員及びパート職員)

**募集人員** 5名程度  
**申込期間** 随時受け付けています。

※パート職員の勤務時間については相談に応じます。

職場見学は随時受け付けます。

**問い合わせ・申込先** 下仁田厚生病院庶務課 ☎(0274)82-3555

# 消防署からのお知らせ

秋季全国火災予防運動が11月9日から15日まで行われます。

『消すまでは 心の警報 ONのまま』が統一防火標語です。

平成24年中の全国火災統計によると、総出火件数は44,189件でした。火災種別でみると、建物火災が25,583件、車両火災が4,549件、林野火災が1,178件、船舶火災が87件、航空機火災が1件、その他の火災が12,791件でした。

出火原因別でみると、第1位は「放火」、第2位は「たばこ」、第3位は「こんろ」、第4位は「放火の疑い」、第5位は「たき火」の順となっています。

1,721人の方が火災により死亡し、6,826人の方が火災により負傷しています。住宅火災による死者(放火自殺者等を除く)のうち66.6%が65歳以上の高齢者です。

死亡に至った経過をみると、逃げ遅れが最も多く、早く火災を知ることができたなら助かったかもしれません。そのため、火災時の煙を感知し、音声等で知らせる住宅用火災警報器の設置が必要です。既に平成20年6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置義務化が始まっています。

住宅火災から大切な命を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

また、秋季全国火災予防運動中は、富岡市生涯学習センターにおきまして、富岡甘楽少年消防クラブ員による防火ポスター展を実施しておりますので、是非お立ち寄りください。



## 平成25年分年末調整説明会のご案内

給与所得者にかかる年末調整説明会を次のとおり開催いたします。

開催日	開催時間	開催場所	対象地域
11月21日(木)	14:00~16:00	下仁田町文化ホール 下仁田町下仁田142	下仁田町・南牧村

問合せ先 富岡税務署 法人課税部門 ☎63-2235「音声案内で「2」を選択してください」

## 記帳・帳簿保存制度説明会のご案内

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

事業所得や不動産所得、山林所得に関わる業務を行っている人は、税制改正により、平成26年1月から売り上げや必要経費などをまとめた「帳簿の記帳と保存」が必要になります。

帳簿の記帳と保存義務はこれまで、青色申告者か、白色申告者のうち前々年か前年分の所得金額が300万円を超える人などが対象でしたが、今回の改正により、所得金額に関わらず、すべての個人事業主が対象になりました。

所得税の確定申告をしないで、町県民税の申告をする人も、帳簿の記帳と保存が必要になります。そこで町では、記帳をしたことがない人や、具体的な記帳の仕方を知りたい人に向けて帳簿の記帳や保存についての説明会を下表のとおり開催します。

期 日	時 間	会 場
11月21日(木)	13:00~15:00	下仁田町文化ホール 2階研修室

問合せ先 総務課 税務係(内線336)

## 青色申告決算説明会及び消費税等説明会のご案内

事業所得者及び農業所得者に対する青色決算説明会及び消費税課税事業者等の説明会を次のとおり開催いたします。

開催日	開催時間	開催場所	対象者
12月4日(水)	10:00~12:00	富岡市生涯学習 センター 富岡市七日市400	事業所得者
12月4日(水)	14:00~16:00		農業所得者
12月12日(木)	10:00~12:00		記帳制度適用者等(※)
12月12日(木)	14:00~16:00		消費税課税事業者等

※記帳制度適用者等とは、前年又は前々年の不動産所得、事業所得及び山林所得の合計所得が300万円を超える白色申告者をいいます。

問合せ先 富岡税務署 法人課税部門 ☎63-2235「音声案内で「2」を選択してください」

## 面積調査を実施します

農林水産省では、耕地面積などを正確に把握するため、面積調査を行っています。これは、全ての土地を隙間なく200m×200mの格子状に等分した区域の中から、無作為に抽出した区域(標本)内の耕地を現地で職員等が調査するものです。

農業に関する重要な資料を作成するための調査ですので、みなさまのご理解・ご協力をお願いいたします。

調査の内容 耕地(田・畑)や冬作物の作付けの状況確認・けい畔の幅や長さの計測

期 間 11月上旬から12月下旬

お問い合わせ先 関東農政局前橋地域センター実査チーム ☎027-897-3001

# 法務局からのお知らせ

## 法務局イブニング登記相談会の開催

前橋地方法務局富岡支局では、11月5日(火)と11月19日(火)の業務終了後、午後5時15分から午後7時までの不動産の登記または土地の境界問題に関する相談にお答えしますので、平日の日中はお忙しくて相談に来られない方は、相談にお越しください。

土地・建物の売買、相続、抵当権設定・抹消、土地の分筆・合筆、地積更正、地目変更、建物の新築・増築、滅失等の不動産登記及び土地の境界問題についてお気軽にご相談ください。

相談の事前予約も行いますので、相談を希望される方は前橋地方法務局富岡支局まで連絡願います。

問合せ先 前橋地方法務局富岡支局 ☎62-0404

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間について

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、11月18日(月)から24日(日)までの一週間を「女性の人権ホットライン強化週間」として、夫・パートナーからの暴力やストーカーなど、女性の人権に関する相談・悩みごとについての電話相談窓口を開設します。

「女性の人権ホットライン」専用電話番号は

ゼロナナゼロのハートライン

全国共通 **0570-070-810**

※携帯電話からも接続可能です。ただし、PHS・IP電話からは接続できません。

強化週間中の受付時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後7時まで

土曜日と日曜日は午前10時から午後5時まで※通常の受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

対応は法務局職員と人権擁護委員が当たり、秘密は固く守ります。

**各委員を紹介します** 平成25年9月6日付で下記の4名が議会の承認を得られました。

今後も各委員としてご活躍いただきます。

教育委員



工藤 貴弘 氏(小坂)  
平成25年10月1日から  
平成29年9月30日(4年間)



東間 國行 氏(西牧)  
平成25年10月1日から  
平成29年9月30日(4年間)

公平委員



柳澤志津江 氏(下仁田)  
平成25年10月1日から  
平成29年9月30日(4年間)

監査委員



茂木 吉茂 氏(下仁田)  
平成25年9月17日から  
平成29年9月16日(4年間)

## 神津牧場で「夜の牧場探検」を開催!!

主旨

「夜の牧草地の様子を実際に見ることで、ウシについての理解を深める」および「神津牧場で発生する鳥獣害を直接観察し、人(牧場)と野生動物の共存について考える」

実施日

第1回目11月2日(土)、第2回目11月16日(土)

場所

神津牧場

時間

15時集合、20時解散

定員

各回 10名(先着順)

対象

5歳以上~大人 ※小学生以下は保護者同伴で牧場内を自力で歩ける方。※でこぼこの道を歩きます。

参加費

大人4,000円、子供3,500円(夕食代、体験料込み)

締切

定員になり次第

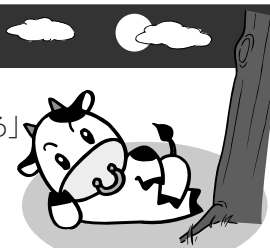
申し込み

電話、FAXまたはE-mailで①住所、②氏名、③電話番号、④年齢、⑤学年、⑥性別、⑦希望日を下記の連絡先までご連絡ください。E-mailをご利用の方は当牧場のHPのお問い合わせメールをご利用ください。

その他

・詳細は神津牧場HPをご覧ください。・持ち物等はお申し込み時にお知らせいたします。・ダウンジャケット等の真冬用の防寒着をご用意ください。・お子様は長靴をご用意ください。

問い合わせ先 神津牧場 〒370-2626 下仁田町大字南野牧250 ☎84-2363 FAX84-2362



## 11月は労働保険適用促進月間です。

厚生労働省では、11月を「労働保険適用強化月間」と定め、労働保険の「未手続事業の一掃」を主要課題と位置付けて、労働保険の未手続事務所の解消を図るべく広報活動を実施しています。

労働保険は「労災保険」と「雇用保険」の総称で、政府が管理、運営している強制的な保険で、農林水産業の一部を除き労働者を一人でも雇用している事業主はすべて加入が義務付けられています。

労災保険は、業務災害や通勤途上災害を被った労働者や、その遺族に対して必要な給付を行う制度です。

雇用保険は、労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由等が生じた場合に、必要な給付を行う制度です。

加入の手続き・ご相談は群馬県労働局労働保険徴収室、又は、最寄りの労働基準監督署・ハローワークでお願いします。

問合せ先 ハローワーク富岡群馬富岡公共職業安定所 ☎62-8609

## 群馬県最低賃金が改正されました ～必ずチェック最低賃金 使用者も 労働者も～

### 群馬県最低賃金は時間額707円に平成25年10月13日より改正

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室(☎027-210-5005)又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。  
群馬労働局 URL <http://gunma-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## 労働者個人と事業主との間のトラブルを調整します

解雇や配置転換など、労使間のトラブルが増加しています。県労働委員会では、個々の労働者と事業主の間の、労働条件などに関するトラブル(個別的労使紛争)を解決するための支援を行っています。

労働委員会の公益委員・労働者委員・使用者委員の三者が、公正、中立な立場から両者の間を調整して、話し合いによる解決を目指します。労使間のトラブルでお困りの方は、ぜひご相談ください。

対象者 県内にある事業所の労働者・事業主

対象事案 解雇・雇止め・配置転換・出向・懲戒処分などの労働条件、その他労働問題に関する紛争

費用 無料

問合せ先・相談先

群馬県労働委員会事務局 ☎027-226-2783または、ぐんま県民労働相談センター ☎0120-54-6010

## 小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済制度は、個人事業主(共同経営者含む)・会社等の役員の方が事業をやめられる場合などに備えて、あらかじめ資金を準備しておく共済制度で、「小規模企業の経営者のための退職金制度」といえます。特徴は、掛金が全額所得控除。毎年、掛金が所得控除となるため節税効果があります。(独)中小企業基盤整備機構が運営し、商工会、青色申告会、金融機関の本支店などの窓口で取扱いしています。

中小企業基盤整備機構共済制度URL <http://www.smrj.go.jp/skyosai/>

中小企業基盤整備機構コールセンター ☎050-5541-7171(平日:午前9時～午後7時 土曜:午前10時～午後3時)

## 経営セーフティ共済(中小企業倒産防止共済制度)のご案内

経営セーフティ共済は、取引先の突然の倒産が原因で、経営悪化の危機に直面してしまったときに資金を借入れることができる制度です。無担保・無保証人で、積み立てた掛金の10倍の範囲内(最高8,000万円)で被害額相当の共済金が借入れ可能。『経営セーフティ共済』を賢く利用することをご検討ください。

(独)中小企業基盤整備機構が運営し、商工会、青色申告会、金融機関の本支店などの窓口で取扱いしています。

中小企業基盤整備機構共済制度URL <http://www.smrj.go.jp/kyosai/>

中小企業基盤整備機構コールセンター ☎050-5541-7171(平日:午前9時～午後7時 土曜:午前10時～午後3時)